



# 荒天時 東京湾避泊の手引き

監修 第三管区海上保安本部 交通部航行安全課  
TEL 045-211-1118(代表)  
発行 (公社)東京湾海難防止協会 安全事業部  
TEL 045-212-1817

**自船の安全確保や東京湾全体の走錨事故を防止するため、台風接近前に湾外避難※1を推進!**  
※1 原則、釧崎灯台から洲崎灯台を結んだ線以南で自船の安全を確保できる海域への避難  
(台風の来襲により、東京湾において最大風速 40m/s 以上の暴風が予想される場合、湾外に避難する時間を考慮して、湾内の各港長から避難勧告が早期に発出されます。)  
東京湾は、南から北西の風の影響を受けやすく、特に、台風が東京湾の西を通過する場合には、南寄りの暴風が連吹するので注意が必要です。

### 錨鎖の長さは十分ですか?

- 荒天が予想される時は普段使用している節数よりも1~2節多めに出示しよう。
- あらかじめ**振れ止め錨**(錨鎖の伸出量は水深の1.25倍程度)の使用を考慮しよう。

★ 荒天時に必要とされる錨鎖の伸出量(節)の計算方法 ※単錨泊の場合の目安

**錨鎖の伸出量(m) = 4 × 予定水深(m) + 145m**    **伸出節数(節) = 錨鎖の伸出量(m) ÷ 自船の錨鎖1節の長さ(25又は27.5m)**

### かき錨(brought up anchor)していますか?

#### かき錨確認の手順

- 1 微弱な速力
- 2 投錨
- 3 錨鎖を水深の1.5~2倍伸出
- 4 ウィンドラスのブレーキをきかさず
- 5 錨鎖を予定量までまっすぐに伸ばす
- 6 錨鎖が張ったことを確認
- 7 船首が風又は潮流に立ったことを確認
- 8 錨鎖が張った後、少し緩み、その後は付近に錨泊中の同型船の姿勢や振れ回りとほぼ同様の状態となる。他船と姿勢が違う時は要注意!

### 守錨の心得

- 船橋を無人にしない!
- 自船及び他船の状況を確認できる体制ですか?  
AIS、レーダーなどで、自船の位置、他船の位置、方位、船名の確認を定期的に!
- 気象情報、走錨注意報の入手はできていますか?
- 最寄りの海上保安部署及び他船との連絡体制はできていますか?  
VHFch16、船舶電話等の連絡手段が使用できることを確認し、情報収集及び連絡のためにVHFch16を常時聴取してください。(海上保安庁の連絡先は下記参照)
- 単錨泊においては、風速が強まれば、錨鎖を伸出するとともに、振れ止め錨(錨鎖の伸出量は水深の1.25倍程度)を使用し、走錨防止の対応を行いましょ。風速が強くなるほど、波の打ち込みなどで船首での錨作業が困難となるので、早めの対応が必要です。
- 主機関の準備をしましょう。      ○ 走錨している兆候はありませんか?  
主機は、すぐに動かせますか?      ⚠ **走錨の兆候と対応** を参照してください。

### 各港長等が「走錨注意情報」を発出する基準

港名	風向	風速	
京浜港	南寄りの風向の場合	平均10m/s以上	※風向・風速が左記でない場合でも、基準の風向・風速に達することが予想される場合は発出されることがあります。
	上記以外の風向の場合	平均15m/s以上	
千葉港 木更津港 館山湾	南から北西に至る風向の場合	平均10m/s以上	
	上記以外の風向の場合	平均15m/s以上	
横須賀港	—	平均15m/s以上	

### 走錨の兆候と対応

船体が振れ回りながら風下に圧流される(振れ回り走錨)状況をGPS、ECDIS、RADARの軌跡表示機能などを活用して早期に把握する。把握すれば、速やかに転錨や揚錨して航走するなどの状況に応じた適切な措置を採ることが望ましい。守錨中、

- ★ 船首が風に立たない。
- ★ 周期的な振れ回りが止まり風を受ける舷が変わらない。
- ★ 風を受ける舷が変わる直前に錨鎖がたるむ現象が見られない。(錨鎖が常に張ったままの状態)
- ★ 異常な振動が錨鎖を伝わって感じられる。
- ★ 船位の航跡が8の字運動を示さない。(ECDIS、GPSプロッターなどで確認できる。)

状態を認めれば、ちゅうちょなく揚錨をはじめることが望ましい。風を船体の横から受けて圧流される状況になれば、船体姿勢の制御や揚錨等が困難となる。

### 台風来襲時等に発令される避難勧告

港名	対象船舶	勧告の内容
京浜港(東京区)	総トン数3,000トン以上の船舶	防波堤外への避難が求められる。
京浜港(横浜区・川崎区)	総トン数1,000トン以上の船舶	防波堤外への避難が求められる。
千葉港 木更津港	総トン数500トン以上の船舶	離岸又は離棧しての避難が求められる。
横須賀港	総トン数3,000トン以上の大型船 総トン数20トン以上3,000トン未満の中型船	港外待避又は係留強化が求められる。

### 走錨したら速やかに付近の船に連絡しましょう。

また、他船からの呼びかけに注意しましょう。

- XX maru, you are dragging anchor. (XX丸、貴船は走錨している。)
- I am dragging my anchor. (本船は走錨中です。)

以下に該当する船舶は、錨泊位置等の通報を求められています。(詳細は裏面参照)  
① 錨泊制限海域に関する勧告が発出された場合、錨泊注意海域に錨泊するAIS非搭載船舶は、東京湾海上交通センターへ通報  
② 走錨対策強化海域に関する勧告が発出された場合、京浜港横浜・川崎区に錨泊する500総トン未満の船舶は、横浜海上保安部へ通報

### 連絡先

事故などの緊急時 >>> **118番**

海の安全情報はスマホなどで確認できます。  
[https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/keihou\\_kaijou.html](https://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/keihou_kaijou.html)

### 東京湾海上交通センター

呼出名称	通信チャンネル		港名	電話番号
	呼出・応答	通信		
とうきょうマーチス	16CH	12CH	千葉港	045-225-9150
		13CH		
		14CH	京浜港	045-225-9151
		66CH		
69CH	川崎区 横浜区	045-225-9152		

# 内航船における荒天時東京湾避泊の手引き 2021年11月発行

## 投錨泊禁止・錨泊自粛などの区域

適切な場所で錨泊しましょう。

錨泊船の状況は、スマホなどで確認できます。  
<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/ope/byohaku/>



\* 本図の海域においては荒天時に勧告等が発出されますので、実際の勧告内容等に従ってください。

**凡例**

- 投錨泊禁止区域
- 錨泊自粛区域
- 錨泊制限海域
- 走錨対策強化海域
- 工事海域

### 錨泊制限海域 東京国際空港周辺海域

次により、錨泊自粛を勧告し、従わない船舶に対し退去を命令する。港則法第39条第3項・第4項 ※罰則あり

- 範囲** 東京国際空港から2海里の範囲(航路及び一部を除く)
- 基準** 台風の接近等により、平均風速20m/s以上が予想される場合
- 概要**
  - 【勧告】** ① 錨泊制限海域において錨泊しない
  - ② 錨泊制限海域において錨泊している船舶は海域外へ出域
  - ※ 適用海域内の航行については制限しない
- 【命令】** ①、②の勧告に従わない場合は、錨泊制限海域からの退去を命令

### 走錨対策強化海域 東京湾アクアライン周辺海域

次により、荒天準備及び走錨防止対策の強化を勧告し、従わない船舶に対し勧告の内容を命令する。  
 海上交通安全法第32条第1項・第2項 ※罰則あり

- 範囲** 東京湾アクアライン海ほたる及び風の塔灯から半径2海里の海上交通安全法適用海域(錨泊制限海域及び東京湾アクアライン東水路を除く)
- 基準** 風速20m/s以上が予想される場合
- 概要**
  - 【勧告】** ① 国際VHF16chの聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出、機関及びバウスラスターの起動、AISの作動維持等、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突の防止
  - ② 不測の事態に備え、タグボートの手配できる連絡体制確立
- 【命令】** ①、②の勧告に従わない場合は、遵守されていない勧告内容を命令

### 走錨対策強化海域 LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域

次により、荒天準備及び走錨防止対策の強化等を勧告し、従わない船舶に対し勧告の内容を命令する。  
 港則法第39条第3項・第4項 ※罰則あり

- 走錨対策強化勧告**
  - 範囲** 「東京ガス・JERA扇島LNGバース」及び「南本牧はま道路」から半径2海里の範囲(航路及び一部を除く)
  - 基準** 強風域が到達すると予想される場合(台風襲来時)  
 風速20m/s以上が予想される場合(台風襲来時以外)
  - 概要**
    - 【勧告】** ① 国際VHF16ch 聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出等の走錨事故防止対策を実施
    - ② 走錨の早期検知及び早期解消に努め、要すれば機関等を起動し施設への衝突を防止
    - ③ 走錨のおそれを認めた場合、走錨初期における転錨、ちちゅう等への移行(段階的かつ多重的に勧告)
  - 【命令】** ①、②の勧告に従わない場合は、遵守されていない勧告内容を命令
- 錨泊自粛勧告** (対象:高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶)
  - 基準** 強風域が到達すると予想される場合(台風襲来時)、風速20m/s以上が予想される場合(台風襲来時以外)  
 ※台風襲来時以外においては風向きを考慮
  - 概要**
    - 【勧告】** ① 対象船舶は、走錨対策強化海域において錨泊をしない
    - ② 走錨対策強化海域において錨泊している対象船舶は海域外へ出域
    - ※適用海域内の航行については制限しない
  - 【命令】** ①、②の勧告に従わない場合は、走錨対策強化海域からの退去を命令

**周知方法**  
 各港の台風対策協議会の枠組み、リーフレット、ホームページ、公示等

**勧告・命令の伝達方法**

- 勧告** 各港台風対策協議会の枠組み、東京湾海上交通センターからのVHFによる放送、海の安全情報、ホームページ等
- 命令** FAX、VHF、電話、巡視船艇による訪船等

**横浜港沖は、走錨事故が多いので注意しましょう**

